

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	11	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 消費生活協同組合等</p> <p>・特例措置の内容 法人税改革による法人税率の引き下げに伴い、消費生活協同組合等の特性を踏まえた軽減税率についての引き下げを行う。 ※現行の協同組合に係る法人税の軽減税率は19%（法人税法第66条第3項）</p>		
関係条文	法人税法第66条第3項 地方税法第23条、第51条、第292条、第314条の4		
減収見込額	[初年度] - (-) [改正増減収額] -	[平年度] - (-)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 消費生活協同組合（以下「生協」という。）は、一定の地域又は職域による消費者の自発的な結合体であつて、相互扶助の精神に基づき、①組合員の生活の文化的経済的向上を図ること、②組合員に最大の奉仕をすることを目的とする協同組織である。また、購買などの供給事業、医療・福祉サービスの提供などの利用事業及び共済事業などを全て非営利目的で実施しており、今後も社会的、公共的な役割を継続的に果たす必要がある。このため、本軽減措置により、生協の財政基盤の強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 急速な超高齢化社会を迎えるにあたり、国、地方の極めて厳しい財政状況から、今後「共助」、「公助」の大幅な拡充は難しく、地域住民が主体的に地域社会のセーフティネットを支える役割を果たすことが、地域社会の課題となっている。 具体的には、核家族化の進展、単身高齢者の急増といった家族形態の変容や地域の支え合いが希薄になっている現状において、「互助」の果たす役割が極めて重要であり、互助組織としての生協が市町村や社会福祉協議会などと連携して担っている「互助」の取組を強化していくことが、地域において欠かせない状況となっている。 生協が、非営利事業である生活必需品等の供給事業や共済自供などを継続的に実施するとともに、これまで以上に、互助活動を拡充し、地域社会を支えるといった役割を適切に果たすためには、生協の財政基盤の強化が不可欠であり、その特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引き下げを行う必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		
		ページ	11-1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること</p> <p>施策大目標 1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p> <p>施策目標 1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p>
	政策の達成目標	協同組合の経営基盤の安定・強化を図ることにより、消費者のつながりによる助け合いの組織として、非営利事業である生活必需品等の供給事業や共済事業などの継続的な実施を確保するとともに、組合員のみならず、地域社会のニーズの支援に自発的に取り組む互助組織として、社会的、公共的な役割を継続・充実させる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	<p>生協は、消費者のつながりによる助け合いの組織として、非営利事業である生活必需品等の供給事業や共済事業などを継続的に実施するとともに、地域社会のニーズの支援に自発的に取り組む互助組織として、社会的、公共的な役割を果たしている。</p> <p>法人税の軽減税率の存続により、これらの取組の継続と更なる充実が図られると考える。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	適用件数見込み 625組合（平成27年度）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	協同組合の財政経営基盤の安定・強化を図ることにより、生活必需品等の供給事業や共済事業などの継続的な実施を確保するとともに、地域社会のニーズの支援に自発的に取り組む互助組織として、社会的、公共的な役割を引き続き果たす。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税（法人税）においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	協同組合は、非営利の互助組織であり、その財政基盤の安定化を確保することにより、供給事業や共済事業などの継続的な実施を確保することができることとともに、社会的、公共的な活動の充実を図ることができ、組合員、ひいては地域の生活水準の安定にもつながる。

税負担軽減措置等の適用実績	平成 26 年度			
		法人数 (組合)	所得金額 (百万円)	税額 (百万円)
	協同組合等	43,527	1,829,733	276,457
	うち消費生活協同組合	624	139,267	
(平成 26 年度国税庁統計年報書)				
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—			
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—			
前回要望時の達成目標	—			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—			
これまでの要望経緯	平成 28 年度要望：協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ			